

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 総務部・法務私学課

法令名	佐賀県情報公開条例			法令番号	昭和 62 年佐賀県条例第 17 号			
手続名	公文書の開示請求に係る開示決定等			根拠条項	第 10 条第 1 項			
審査基準	別添（参考資料）のとおり。							
	受付機関	実施機関又は 情報公開センター	処理 機関	実施機関	交付 機関	実施機関	標準処理期間 15 日 (ただし、条例第 10 条第 4 項及び 第 11 条に該当する場合を除く。)	目次 No.
						標準経由期間	日	